様式第三号を次のように改める。

様式第３号（第59条の２関係）

指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書

フリガナ		生年月日	年　月　日	個人番号		
氏名		性別	男・女	指定緊急作業従事以前の累積被ばく線量		
住所	電話　（　）					
指定緊急作業時の所属事業場の名称						
指定緊急作業時の所属事業場の所在地						
現在の所属事業場の名称	電話　（　）					
現在の所属事業場の所在地						
対象期間	年　月分	通常・指定緊急作業別	通常・指定緊急			
対象線量	月分積算線量等	外部被ばく実効線量	（mSv）	作業の場所	作業の内容	
		眼の水晶体の皮膚等価線量	（mSv）			
	預託線量等	（mSv）				
内部被ばく測定結果	測定日					
	主要核種ごとの測定値	核種	測定値	（Bq）		
		核種	測定値	（Bq）		
		核種	測定値	（Bq）		

備考

1　外国人の場合、「氏名」の欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載するとともに、「住所」の欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること

2　「個人番号」の欄は、事業者が指定緊急作業従事者等の線量等の管理を行うため、これらの者に対し、個人を識別するために番号を付与した場合に記入すること

3　「住所」、「緊急作業時の所属事業場の名称」、「緊急作業時の所属事業場の所在地」、「現在の所属事業場の名称」及び「現在の所属事業場の所在地」の欄は、前回の報告から変更があった場合に記入すること

4　「対象期間」の欄は、指定緊急作業従事者等が、

(1)　指定緊急作業に従事する間は、１か月分を対象期間とすること（提出は、当該対象期間とする月の翌月末日）

(2)　放射線業務（緊急作業を除く。）に従事する間は、３か月分を対象期間とし、「　月分」の欄に、その期間が分かるよう記入すること（提出は、当該対象期間の属する月の翌月末日）

5　「作業の場所」及び「作業の内容」は指定緊急作業の場合のみ記入すること

6　外部被ばくの実効線量の日々の値を把握している場合には、報告対象月分の一日ごとの被ばく線量について、測定開始日時、測定終了日時及びその間の実効線量の一覧を添付すること

附　則

（施行期日）

第１条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　この省令の施行の日前に、指定緊急作業従事者等（同令による改正後の電離放射線障害防止規則（以下「新規則」という。）第五十九条の二第一項に規定する「指定緊急作業従事者等」をいう。以下同じ。）が指定緊急作業（同項に規定する「指定緊急作業」をいう。以下同じ。）又は放射線業務に従事していた期間（当該労働者が労働安全衛生法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされていた場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に受けた健康診断の結果の記録については、新規則第五十九条の二第一項中「当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事する期間（当該労働者が法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し」とあるのは「平成二十三年十一月三十日までに、当該労働者の健康診断の結果の記録の写し」と読み替えて、同項の規定を適用する。

２　新規則第五十九条の二第二項（各号を除く。）の規定は、この省令の施行の日前に、指定緊急作業従事者等（同項各号に掲げる者を除く。）を使用していた事業者についても適用する。この場合において、同項中「次の各号に掲げる労働者の区分に応じ」とあるのは「その使用していた労働者について」と、「当該各号に定める日」とあるのは「平成二十三年十月三十一日まで」とする。

○農林水産省令第五十八号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の八、第十一条の十五第一項、第十一条の二十一第一項及び第四項、第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第一項及び第二項、第九十四条の二第四項並びに第九十七条の二第十二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「次に掲げる額」の下に「から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税、事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額」を加え、同項第一号中「金額を控除した額」を「金額」に改める。

第十四条第三号中「ホまで」を「へまで」に改め、同号ホ中「ニ」を「ホ」に改め、「準ずるもの」の下に「に対応する額」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

第四十七条中「次に掲げる基準その他農林水産大臣が定める基準により、法第十一条の二十一第一項各号に掲げる事項について」を「法第十一条の二十一第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他農林水産大臣が定める基準により」に改め、同条に次の一号を加える。

三　共済金等の支払能力の充実の状況について、法第十一条の八並びにこの省令第十三条及び第十四条の規定に照らして適正であること。